

令和2年4月11日

関係各位

社会福祉法人博愛会
障がい福祉課長 松本雅樹

新型コロナウイルス感染拡大防止について（お願い）

平素から当法人の事業運営にご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染の拡大に伴い、当法人では面会の制限や業者の立ち入りについて制限をかけておりました。

7都府県で緊急事態宣言が発出され、鳥取県でも感染者が確認されたことにより、すまいるステーションときぞう及び就労継続支援事業所あそしえをご利用される方については下記の要件を満たされる場合はご利用をお断りさせていただきます。

大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 倦怠感のある方2. 発熱（37.5℃以上）のある方3. 2週間以内に以下の項目に該当する方<ol style="list-style-type: none">① 海外渡航歴のある方② 緊急事態宣言が発出された都府県へ行かれた方
（東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡）4. 同居家族の中で①、②に該当する方がいる場合、または帰省された方がいる場合 |
|---|

上記に該当される方は、以下の連絡先にご連絡ください。

すまいるステーションときぞう（0859-30-3051）

就労継続支援事業所あそしえ（0859-21-0213）

上記に該当しない方でサービスをご利用される方についてはマスクの着用と手指消毒等のご協力をお願いいたします。

利用再開の目安

- ・発熱した場合は解熱後24時間経過している場合
- ・倦怠感がない方
- ・3、4に該当しその日から2週間が経過し、発熱等の症状がない方

なお、今後の状況によっては事業を休止する場合がありますのでご理解とご協力をお願いいたします。

以上